

第 1 2 給油取扱所

1 共通基準

(1) 危険物の取扱量

ア 給油取扱所における危険物の最大取扱量は、危政令第 17 条第 1 項第 7 号に定める専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク）及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。

イ 附属設備並びに危険物を収容する容器で取り扱う危険物の量はそれぞれ指定数量未満とすること。

(2) 給湯用・冷暖房用ボイラー、自家発電設備及び火気使用設備機器

ア 燃料タンク

(ア) 灯油及び軽油を貯蔵する専用タンク及び廃油タンクから給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー及び自家発電設備へ燃料を供給することができる。

(イ) 燃料タンクは、給油取扱所の専用のものでし、当該タンクから他用途部分への燃料供給は行わないこと。

(ウ) 燃料タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の耐火構造のタンク専用室又は油庫内に設置すること。ただし、タンク容量が 200 リットル未満のものにあつては、ボイラー室等に設置することができる。

(エ) 燃料タンクの位置等については、呉市火災予防条例の基準の例によること。

イ ボイラー室等

(ア) ボイラー室

a 可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とすること。

b 耐火構造の専用室とすること。

c 専用室の開口部は、整備室、給油空地及び注油空地に面する部分には設けないこと。

(イ) 火気使用設備

ボイラー、調理用コンロ等の火気使用設備については、呉市火災予防条例の基準の例によること。

(3) 可燃性蒸気回収装置

可燃性蒸気回収装置は、外気に開放された部分に設置すること。ただし、可燃性蒸気回収装置をパイプスペース等に設ける場合は、可燃性蒸気が滞留しない措置が講じられていること。

(4) 通気管先端部を上屋上に設ける場合

通気管先端部を上屋上に設ける場合は、上屋上に可燃性蒸気が滞留しない構造とすること。

2 屋外営業用

(1) 危政令第17条第1項の適用

危省令第25条の6に規定する上屋等の空地に対する割合が3分の1以下（ウに定める火災の予防上安全であると認められるものは3分の2以下）のものについては、危政令第17条第1項を適用する。

ア 給油取扱所の敷地面積

「給油取扱所の敷地面積」は次により算定すること。

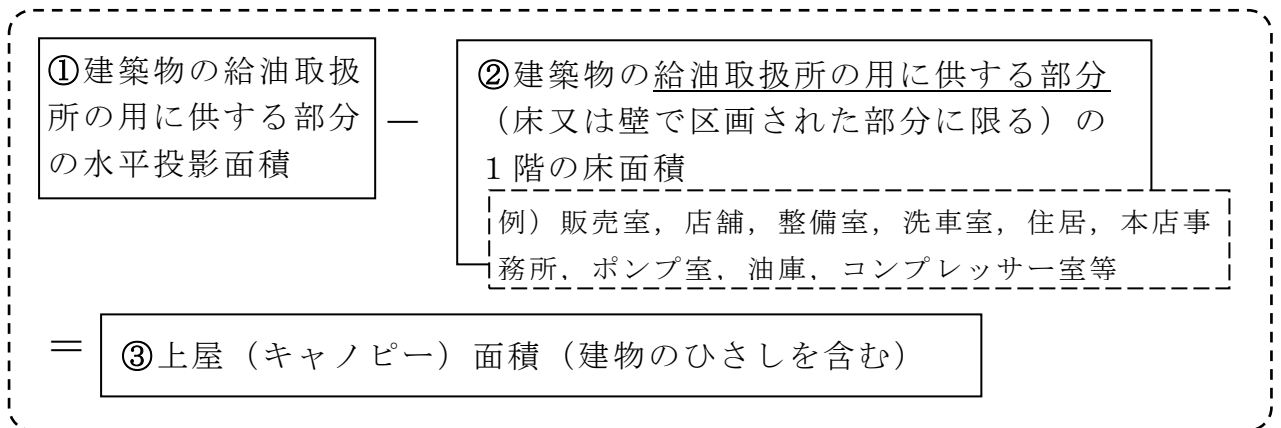
(ア) 給油取扱所の敷地境界線に防火塀（危政令第17条第1項第19号に規定する給油取扱所に設ける塀をいう。以下同じ。）が設けられている場合は、防火塀の中心（建築物の壁が防火塀を兼ねる場合にあってはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

(イ) 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

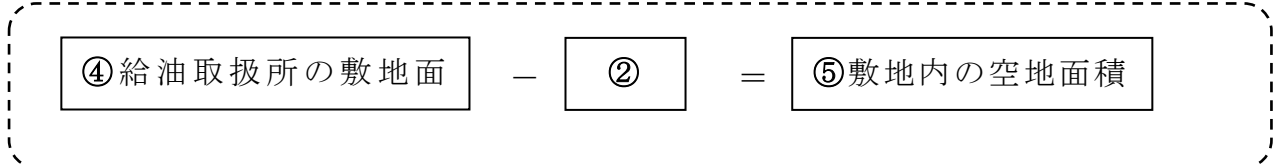
イ 上屋等の空地に対する比率の算定

(ア) 危省令第25条の6に規定する上屋等の算定方法は以下のとおりである。
なお、「給油取扱所の用に供する部分の1階の床面積の合計を減じた面積」には、上屋以外の販売室などに設けられたひさしの面積も含まれる。

I



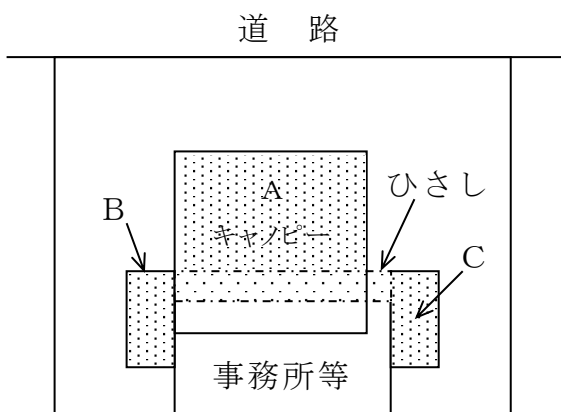
II



$$\text{I 及び II から } \frac{\text{③}}{\text{⑤}} \leq 1/3$$

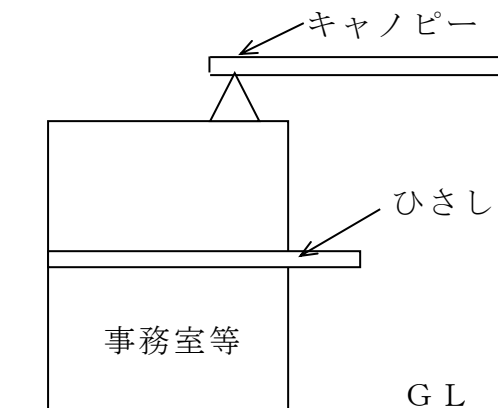
(火災の予防上安全であると認められるものは2/3)

(第12-1図) 上屋面積の算定例



※上屋面積は  部分 (A + B + C)

ア 平面図



イ 立面図

- (イ) 上屋にルーバーを設ける場合は、原則としてルーバーの部分も水平投影面積に算入すること。
- (ウ) 建築物の上屋のはりは、幅50センチメートル以上のものを水平投影面積に算入すること。
- (エ) 上屋の吹き抜け部分は、水平投影面積に算入しない。

ウ 火災の予防上安全であると認められるもの

「屋内給油取扱所の範囲に係る運用について（令和3年7月21日消防令第172号）」による火災の予防上安全であると認められるものは、次の(ア)、(イ)の条件を全て満たすものとする。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。

(ア) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2メートル以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1メートル以上の隙間が確保されていること。

(イ) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

(2) 周囲空地の地盤面との関係

給油取扱所の周囲の地盤面が、道路の改修等（かさ上げ）のため、危政令第17条第1項第2号に規定する給油空地及び同項第3号に規定する注油に必要な空地（以下「注油空地」という。）よりも高くなり、同項第2号の規定に適合しなくなる場合は、次に掲げる措置を講ずることにより、同項第2号の規定に適合するものとみなすことができる。（第12-2図参照）

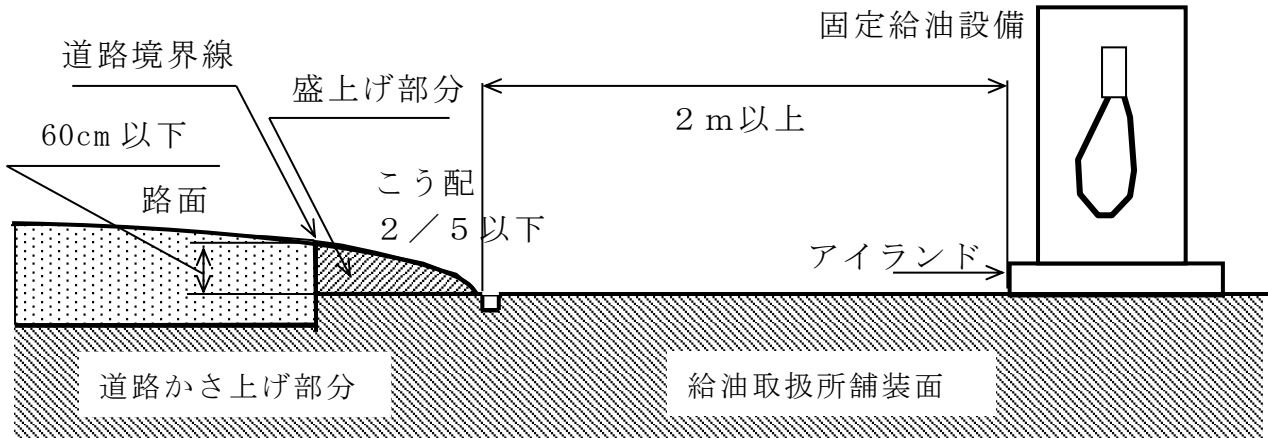
ア かさ上げ道路と給油取扱所の境界との差が60センチメートル以下であること。

イ 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が、固定給油設備の基礎（通

称「アイランド」という。)の道路に面する側から2メートル以上離れていること。

ウ 盛り上げのこう配が5分の2以下であること。

(第12-2図)

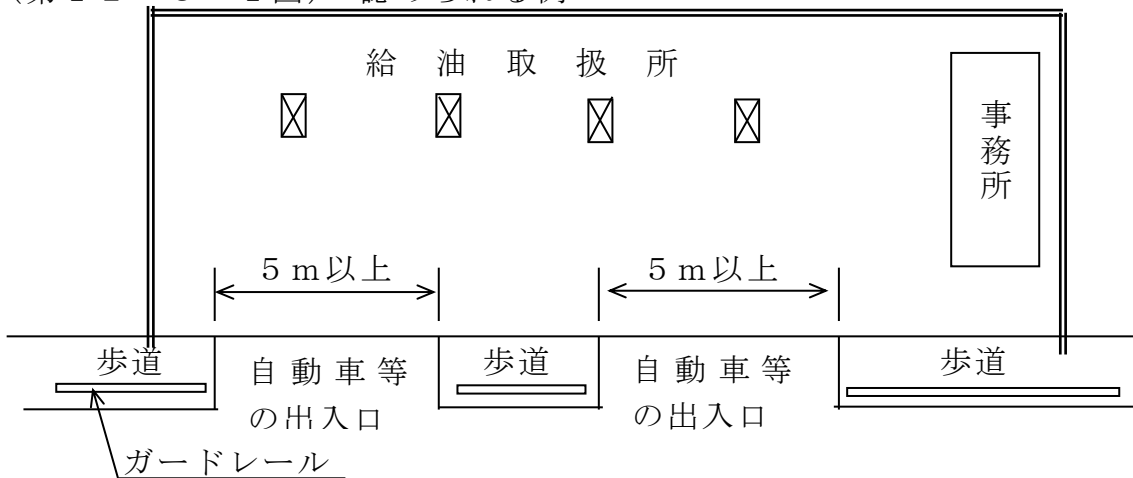


(3) 自動車等が出入りする側

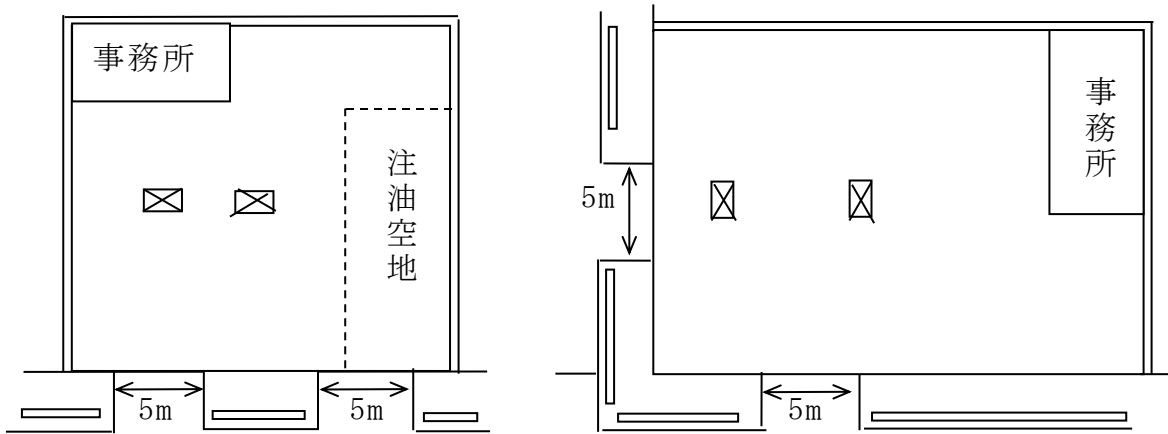
ア 危政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等が出入りする側」とは、幅員がおおむね4メートル以上の道路(危省令第1条第1号に規定するもの)に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいう。

イ 危政令第17条第1項第2号の間口に面する自動車等の出入りする側に、ガードレール等が設けられている場合で幅10メートル以上の出入口が確保できない場合は、幅5メートル以上の出入口を2箇所以上設けるものとし、当該幅5メートル以上の出入口2箇所以上は、給油取扱所の空地のうち、間口10メートル以上、奥行6メートル以上の矩形部分の間口の前面にとらなければならない。(第12-3-1, 12-3-2図参照)

(第12-3-1図) 認められる例

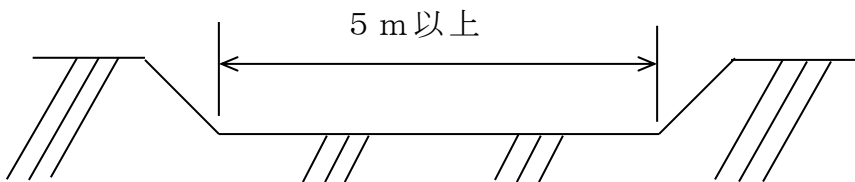


(第12-3-2図) 認められない例

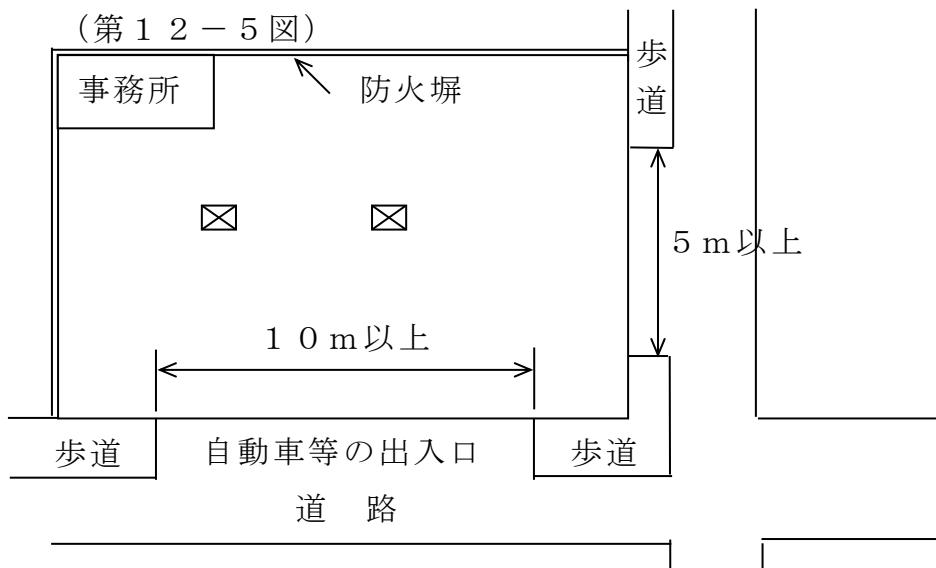


なお、歩道を切り下げ、出入口を確保する場合は、原則として当該幅は車両の通行に有効な幅とすること。(第12-4図参照)

(第12-4図) 歩道切り下げ図



ウ 前イに掲げる部分以外の部分に危政令第17条第1項第19号に定める車両等の出入りする側を設ける場合は、当該自動車等の出入口の有効幅員は5メートル以上とすること。(第12-5図参照)



(4) 給油空地

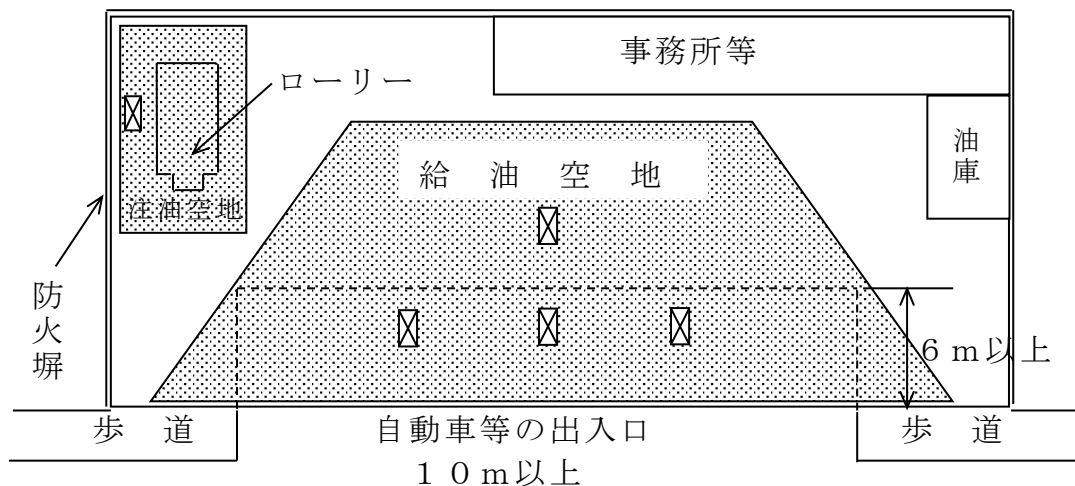
給油空地は、自動車等の出入口から固定給油設備に至る車両の動線を含めて、その空地内に間口10メートル以上、奥行6メートル以上の矩形が道路境界線に接して包含され、車両の出入り及び給油業務に必要な大きさを有していること。(第12-6図参照)

(5) 注油空地

ア 注油空地は給油空地以外の場所に設けるものとし、容器等への小分けのみを目的とする場合は、おおむね4平方メートル(2メートル×2メートル)以上とすること。

イ 4,000リットル以下のローリー等に注油する場合は、車両がはみ出さない十分な広さの空地とすること。(第12-6図参照)

(第12-6図) 給油空地及び注油空地の例



(6) 地盤面

ア 給油取扱所の地盤面は、上部荷重に対する耐久性、クラックの防止等から鉄筋コンクリートとするよう指導する。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させないこと。

イ 地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料(JIS難燃2級)以上のもので、導電性(体積固有抵抗値 $10^8 \Omega \text{ cm}$ 以下又は表面固有抵抗値 $10^9 \Omega$ 以下)、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮すること。

(7) 防火塀

ア 防火塀に設ける開口部

(ア) 自家用車の車両等の車庫を給油取扱所の塀で遮断した場合、塀の一部に入口を設けて自動車を通すことができる。この場合、車両等が通過する部分は、給油空地及び注油空地以外とするほか、出入口は特定防火設備で必要最小限の大きさとし、使用時以外は閉鎖しておくこと。

- (イ) 1階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限度の自動閉鎖の特定防火設備とすること。
- (ウ) 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける窓は、防火設備（網入りガラス）とすること。なお、はめごろしタイプを指導すること。
- (エ) 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける換気口、ダクト等は防火ダンパーが設けられたものとすること。

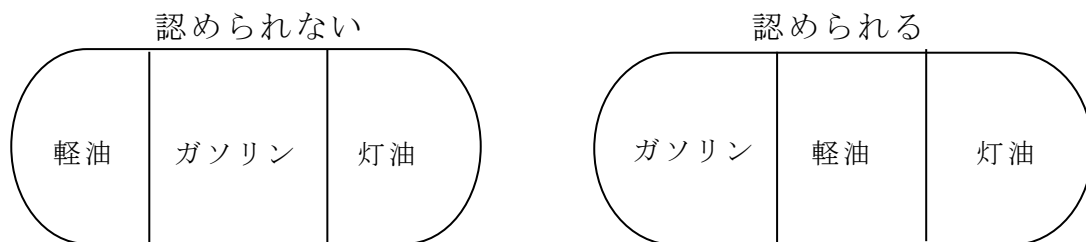
イ 防火塀等の高さ

給油取扱所に隣接又は近接する建築物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造又は防火構造以外の構造である場合は、当該外壁及び軒裏における輻射熱が危告令第4条の5第3項に規定する式を満たすか否かにより、防火塀の高さ等を算出すること。

(8) 専用タンク

- ア 専用タンクの設置方法は、「第8地下タンク貯蔵所」の例によること。
- イ 専用タンクは、当該給油取扱所の敷地内に設けるよう指導する。
- ウ 専用タンクを2以上の室に仕切り、それぞれ品名の異なる危険物を貯蔵する場合において、ガソリンと灯油は隣接した室としないよう指導する。

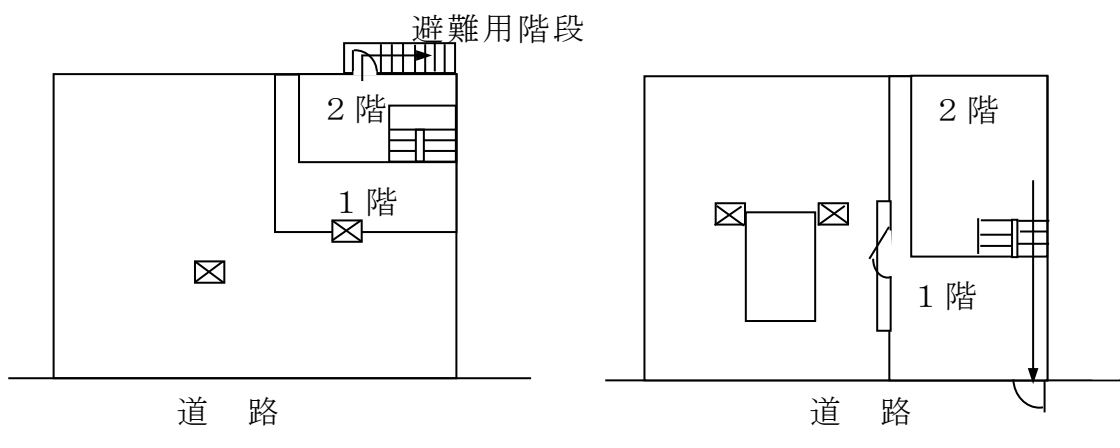
(第12-10図)



(9) 建築物の用途

- ア 給油取扱所には、建築物以外の工作物（立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な公告物等）の設置は認められない。
- イ 危省令第25条の4第1項に規定する用途には、トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められない。
- ウ 危省令第25条の4第1項第2号に規定する用途には、会議室、更衣室、休憩室、応接室、倉庫、廊下、洗面所、便所等機能的に従属する部分も含まれる。
- エ 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務は、危省令第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備を行う作業場に含まれる。
- オ 危省令第40条の3の6第2項第1号の容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合とは、建築物の2階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造となっている場合をいう。

(第12-11図) 敷地外へ直接避難できる構造例

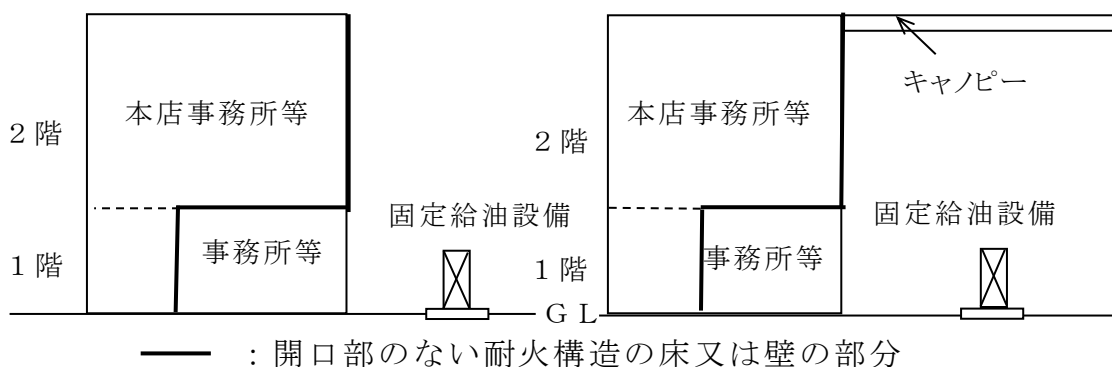


なお、注入口、計量機の位置及び隣地の状況等を勘案し、安全に2階か屋外階段等により取扱所の敷地内に降りた後、給油に必要な空地を通ることなく取扱所の敷地外へ避難できる場合は、2階部分に危省令第25条の4第1項第6号に掲げる用途の設置を認めて差し支えない。

(10) 建築物の構造

ア 危政令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は第12-12図のとおりである。また、当該区画は、危省令第25条の4第4項の給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とすること。

(第12-12図) 給油取扱所の本店事務所等とその他の用途との区画



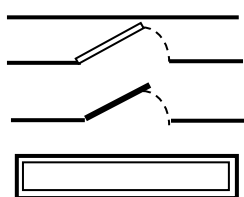
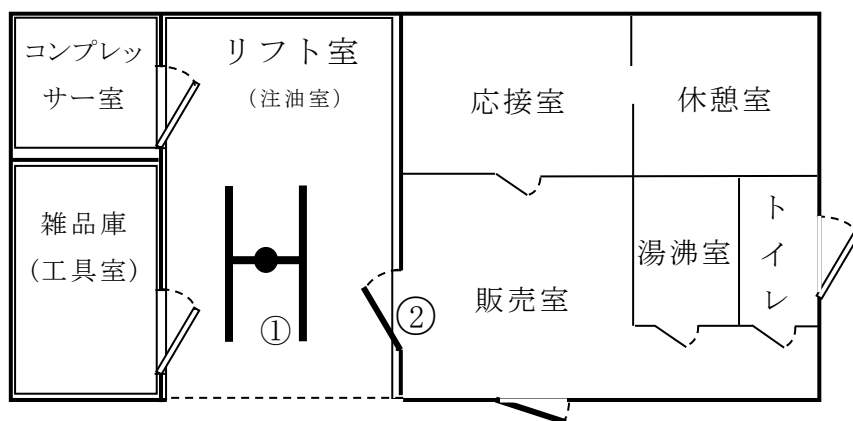
イ 危省令第25条の4第1項第3号及び第4号の自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場での自動車等の出入口に戸（第12-13図①部分）を設ける場合は、不燃材料でも差し支えない。

ウ 1階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限度の自動閉鎖の特定防火設備を設けるものであ

ること。

- エ 危政令第17条第1項第18号の事務所その他火気を使用するものには、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが、事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口（第12-13図②部分）については、危省令第25条の4第5項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。

（第12-13図）内部構造例



- 耐火構造又は不燃構造の部分を示す。
- 防火設備等を示す。
- 可燃性蒸気が流入しない構造とした部分に設ける防火設備等を示す。
- 内装を不燃材とする部分を示す。

オ 事務所の壁体の一部に採光のため防火性能を有するガラスブロックを用いることができる。

カ 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、防災性能を有するものとする。

(11) ポンプ室等

ア 共通事項

(ア) 危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。

なお、自動車等の点検・整備を行なう作業場であって三面が壁で囲まれたものは、整備室として取り扱うものであること。また、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導する。

(イ) 同号ロに規定する「ポンプ室等に必要な採光、照明」とは、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りるものとする。

(ウ) 同号ロに規定する「換気の設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合当該設備と兼用できる。

(エ) 同号ハに規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」

とは、引火点が40度未満の危険物を取り扱うポンプ室、整備室とする。また、「屋外に排出する設備」の屋外は、給油空地に面する部分も含む。

イ ポンプ室

前アによるほか、次による。

- (ア) ポンプ室は1階に設けること。
- (イ) ポンプ室は天井を設けないこと。
- (ウ) ポンプ室に設けるポンプ設備は、点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁との間におおむね50センチメートル以上の間隔を、ポンプ設備相互間にはおおむね30センチメートル以上の間隔を確保すること。
- (エ) ポンプ室に設ける排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から1.5メートル以上離れた敷地内とすること。

ウ 油庫

前ア(ア) , (イ) 及び(ウ) によるほか、油庫の換気設備は、「第5屋内貯蔵所」の換気設備の例によること。

エ 整備室

前アによるほか、次によること。

- (ア) 整備室に設ける可燃性蒸気を排出する設備のうち、整備室の使用に際し全面側を開放して使用する形態のものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。
- (イ) 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離装置に通じる配管を設ける場合は、貯留設備の直近に閉鎖バルブを設けること。

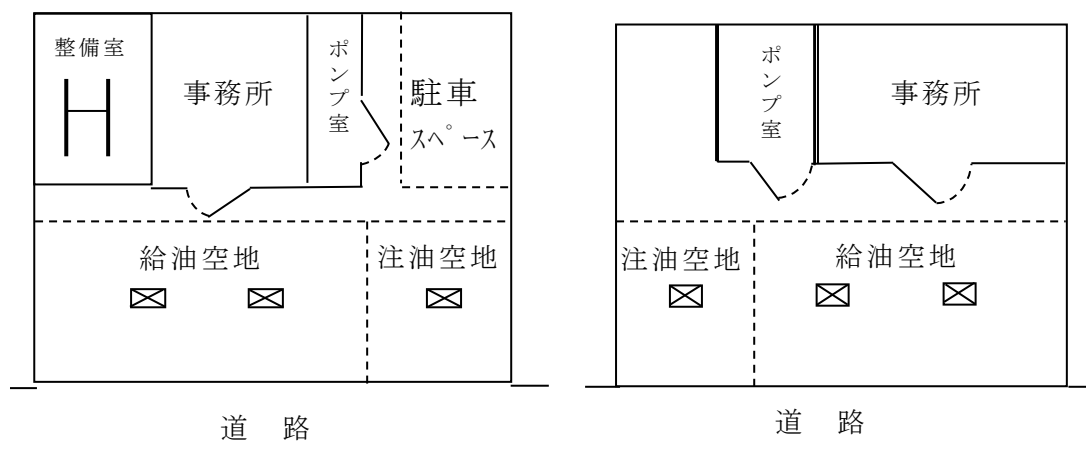
(12) 道路境界線等から間隔を保つことを要しないポンプ室

危政令第17条第1項第12号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室は前(11), ア(イ) , (ウ) 及び(エ) 並びにイによるほか、次によること。

ア 当該ポンプ室の建物構造等については、危省令第25条の3の2の適用のほかその他の設備等については、危政令第17条第1項第20号が適用となる。

イ 危省令第25条の3の2に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等できる位置であつて、かつ、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はない。(第12-14図参照)

(第12-14図) ポンプ室の設置例

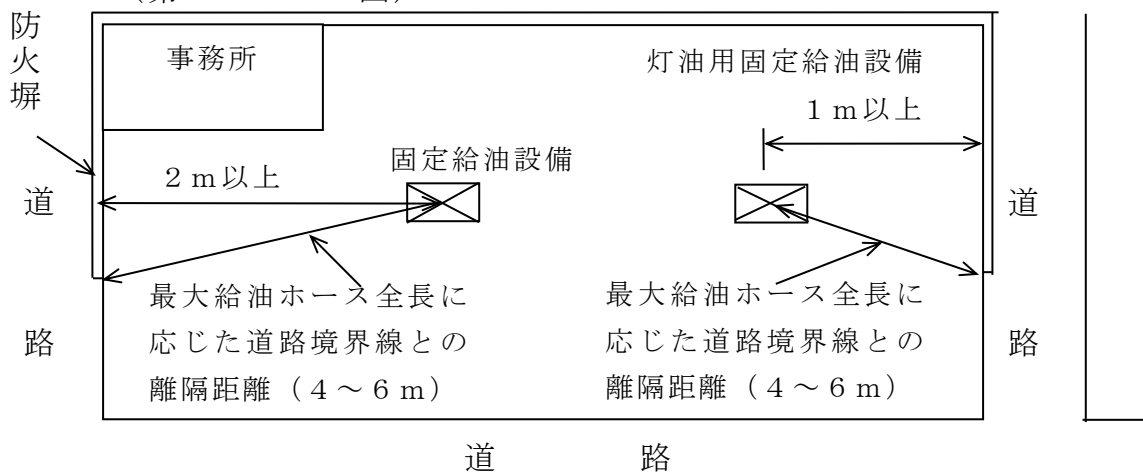


(13) 固定給油設備等

ア 固定給油設備等の位置

(ア) 危政令第17条第1項第12号又は第13号に規定する固定給油設備等は、道路境界線に防火塀又は壁を設けた場合はそれぞれ2メートル又は1メートル以上とすることができる。この場合において、道路境界線（塀又は壁を設けるものを除く。）に設ける防火塀又は壁は、固定給油設備等の間に最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた道路境界線との離隔距離以上の間隔が確保できる部分まで設けること。（第12-15図参照）

(第12-15図)



(イ) 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の取付部が移動する固定給油設備等については、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危政令第17条第1項第12号又は第13号に規定する間隔（給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危省令第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する間隔）をそれぞれ確保すること。

(ウ) 二以上の固定給油設備相互間又は灯油用固定注油設備相互間の距離規制はない。

イ 固定給油設備等の構造等

(ア) ポンプ機器の構造

a 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。

b 最大吐出量を毎分180リットル以下とすることができるのは、固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。

c 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合、ポンプ機器を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合に、ポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

d 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置は設けないことができる。

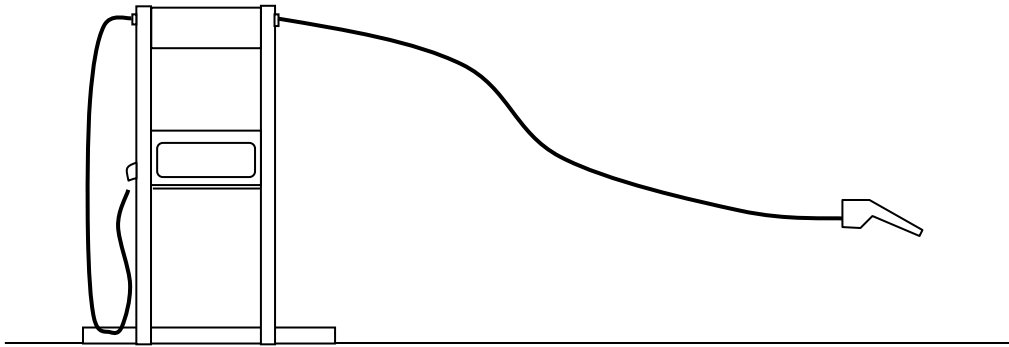
(イ) ホース機器の構造

a 著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置としては、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注油を自動的に停止する装置を設けること。この場合、安全継手にあっては2,000N以下の力によって離脱するものであること。

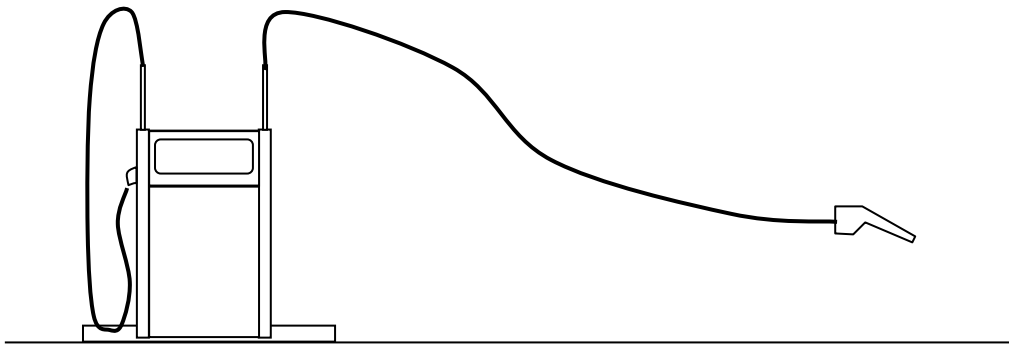
b ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ(第12-16図参照)、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製のリング、カバーが取り付けられ(第12-17図参照)、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること。(第12-18図参照)

(第12-16図) 給油ホース等を接触させない機能

① ホース取出口を高い位置に設ける方法

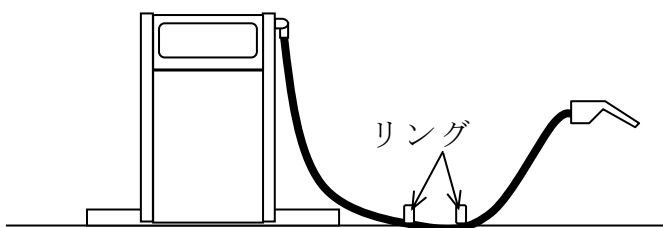


② ホースをバネで上部に上げる方法

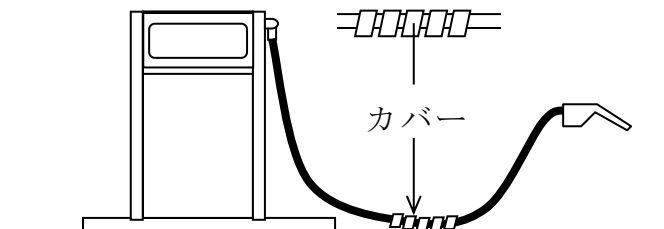


(第12-17図) リング、カバーが取り付けられた給油ホース等

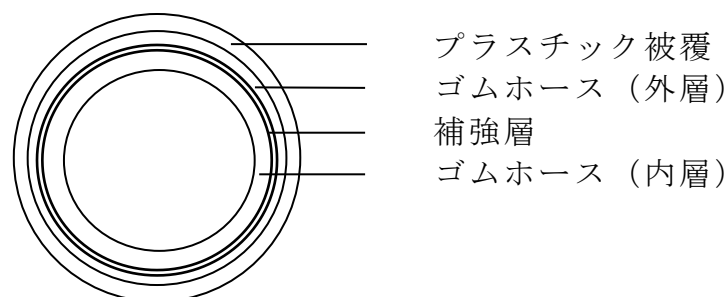
① リング



② カバー



(第12-18図) プラスチックで被覆された給油ホース等の構造 (断面)



c 危険物保安技術協会が実施した固定給油設備等の給油ホース等の耐摩耗性に係る試験確認の合格品は、技術基準に適合しているため、当該合格品を用いるよう指導すること。

d 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備等のホース機器のうち、最大吐出量が毎分60リットルを超え、毎分180リットル以下のポンプに接続されているものが有することとして差し支えない。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられている場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が毎分60リットルを超え毎分180リットル以下のポンプに接続されているものが対象となる。

(a) 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造、1回の連続した注入量が設定量(タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって2,000リットルを超えない量であること。)以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。

(b) 車両に固定されたタンクに、その上部から注入する用に供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。

e 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合に、ホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等による装置が設けられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものとする。

ウ 配管の構造に係る事項

配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち、弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、漏えいその他異常の有無を確認する水圧試験は、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行って差し支えない。

なお、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当する。

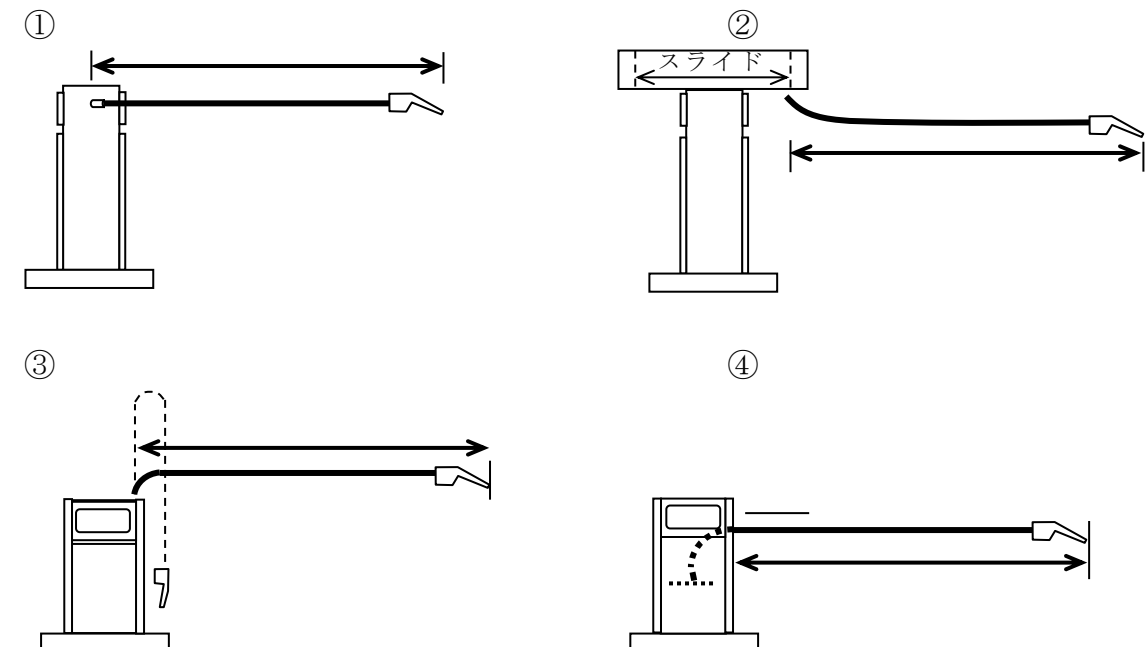
エ 外装の構造に係る事項

外装に用いる難燃性を有する材料とは、不燃材料及び建基令第1条第5号に規定する準不燃材料並びにJIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができる。

オ ホースの長さ

固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長は、原則として給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいう（第12-19図参照）。

（第12-19図）給油ホース等の全長



カ 静電気除去に係る事項

給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部設置工事端子までの抵抗値は、1,000Ω未満であること。

キ 電気設備に係る事項

可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備にあつては、防爆性能を有すること。

ク 固定給油設備等の油種表示

危省令第25条の3第2号に規定する品目は、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうが、レギュラー、ハイオク等の商品名で表示しても差し支えない。

ケ 懸垂式の固定給油設備等

(7) 緊急停止装置

a 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。

b 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁等見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。

(イ) 油量等の表示装置

油量等の表示装置（インジケーター）は、給油に支障のない場所に設けること。

コ その他

危険物保安技術協会（KHK）で実施した固定給油設備等の安全性に係る試験確認の合格品は、技術上の基準に適合しているものとする。

(14) 専用タンクの注入口

専用タンクの注入口を直近以外に設ける場合は、危政令第17条第1項第6号の規定によるほか、灯油専用の注入口は、他の注入口（ガソリン、軽油）と区分して、専用のためます等の措置を講じるなど、灯油専用の注入口である旨を明確にするよう指導する。

(15) 自動移送システム

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置して差し支えない。

なお、既設の専用タンクの注入管内のみに難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管として用いることは支障ない。

(16) 配管

ア 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じること。

イ 地上に設ける配管であつて、点検困難な場所又は屋上に設ける配管の接合部は溶接継手とすること。

ウ 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設されているものは、危省令第13条の5第2号に規定する「ただし、火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当するものとして差し支えない。

エ 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視できる点

検口を設けるよう指導する。

オ 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導する。

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部にしゃ熱板を設ける方法により行うよう指導する。

カ ポンプ室から給油設備に至る配管のうち、地下埋設となる部分は、漏えいが早期に検知できる措置（二重配管等）を講じるよう指導する。

(17) 看板等

ア キャノピー上で、給油取扱所の業務に支障ない範囲であれば、直接関係のない家電製品等の広告を設けることができる。

イ 看板等を防火塀上に設けるものにあつては不燃材料、防火塀上以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

ウ 合成樹脂類の看板について

(ア) 形態

a 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの。

b 建物外面、上屋の柱又は相互間に取り付けるもの。

c 上屋の屋上、サインポール等に取り付けるもの。

d 防火塀の内外面に取り付けるもの。

(イ) 材質

a 材質は、難燃性能を有する合成樹脂材料（J I S K 6 9 1 1 の A 法による自消性のもの）等であること。ただし、上記 (ア) c に設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。

b J I S K 6 9 1 1 に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールが添付されていること。

(ウ) 防水性

電気設備を有するもので、雨水が侵入するおそれのある看板の外郭カバーは、防雨型（J I S C 0 9 2 0 に定める保護等級 3 のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とすること。

(エ) 取付方法

建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケーターの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置を講じること。

なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面等を耐火区画すること。

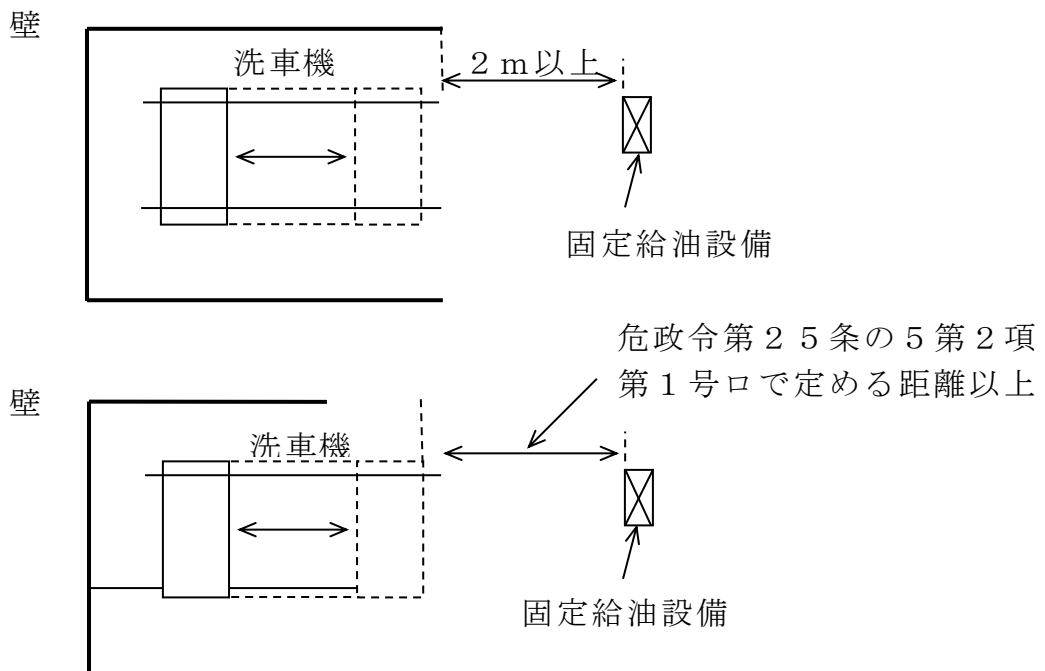
エ 防火塀上に看板等を設ける場合は、防火塀を含めた耐震構造及び耐風圧構造とすること。

オ 危省令第 2 5 条の 1 0 第 3 号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさし」の全面に看板を設ける場合は、難燃性を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用すること。

(18) 附随設備

- ア 附随設備は、給油空地及び注油空地に設けないこと。
- イ 附随設備は、注入口から3メートル以内の部分及び通気管の先端から水平距離1.5メートル以内の部分に設けないこと。
- ウ 固定給油設備との間隔については、次によること。
 - (ア) 洗車機を建築物内に設ける場合において固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合は2メートル以上確保するよう指導すること。(第12-20図参照)
 - (イ) 洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、可動先端部まで固定給油設備の最大給油ホース全長に応じ危省令第25条の5第2項第1号ロで定める距離以上をそれぞれ確保すること。(第12-20図参照)

(第12-20図)



- エ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいう。また、火気を使用する等の方法による当該設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入しない構造の区画した室に設置するよう指導する。
- オ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導する。

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40ℓ以下	1. 0mm以上
40ℓを超え100ℓ以下	1. 2mm以上
100ℓを超え250ℓ以下	1. 6mm以上
250ℓを超え500ℓ以下	2. 0mm以上
500ℓを超え1,200ℓ以下	2. 3mm以上
1,200ℓを超え2,000ℓ以下	2. 6mm以上
2,000ℓを超えるもの	3. 2mm以上

カ 危険物を取り扱う設備は、地震動により容易に転倒又は落下しないように設けること。

キ ウォールタンクには、通気、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

ク ウォールタンクの位置、構造及び設備は、前オからキによるほか次により指導する。

(ア) 設置位置は、油庫又はリフト室等の屋内の1階とする。

(イ) タンクは気密性を有するものとする。

(ウ) タンクの空間容積は、タンク内容積の10%とする。

(エ) 注入口には、弁又はふたを設ける。

(オ) 通気管は、内径20ミリメートル以上とする。

(カ) ガラスゲージの計量装置には、危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入り自動停止弁等）又は金属保護管を設ける。

ケ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は、危政令第13条に掲げる地下貯蔵タンク及び配管の例により指導する。

コ 尿素水溶液供給機及び急速充電設備の設置については、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について（令和6年2月29日消防危第40号）」による。

(19) 附随設備以外の設備

ア 給油に支障がある設備（危政令第17条第1項第23号）とは、自動車等の固定給油設備への衝突等を招きかねないような設備をいうものであり、これに該当するか否かの判断はもっぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として給油に支障のないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えない。この場合、次の設備については、給油空地内に必要最小限の範囲で設けることができる。

(ア) クイックサービスユニット（附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）

(イ) 現金自動釣銭機

イ 給油業務に支障ないと認められる場合には、グリーンベルト、植込、池等を設けて差し支えない。ただし、植込の高さは、防火塀以下とすること。

ウ 建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所 P H S 等のアンテナを設けることができる。

エ 携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等については、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について（平成30年8月20日消防危第154号）」による。

(20) その他

ア 給排水等の集水ますのうち、油分離装置の最終槽へ流入するもの又は直接下水に流入するもののふたは防水型とするよう指導すること。

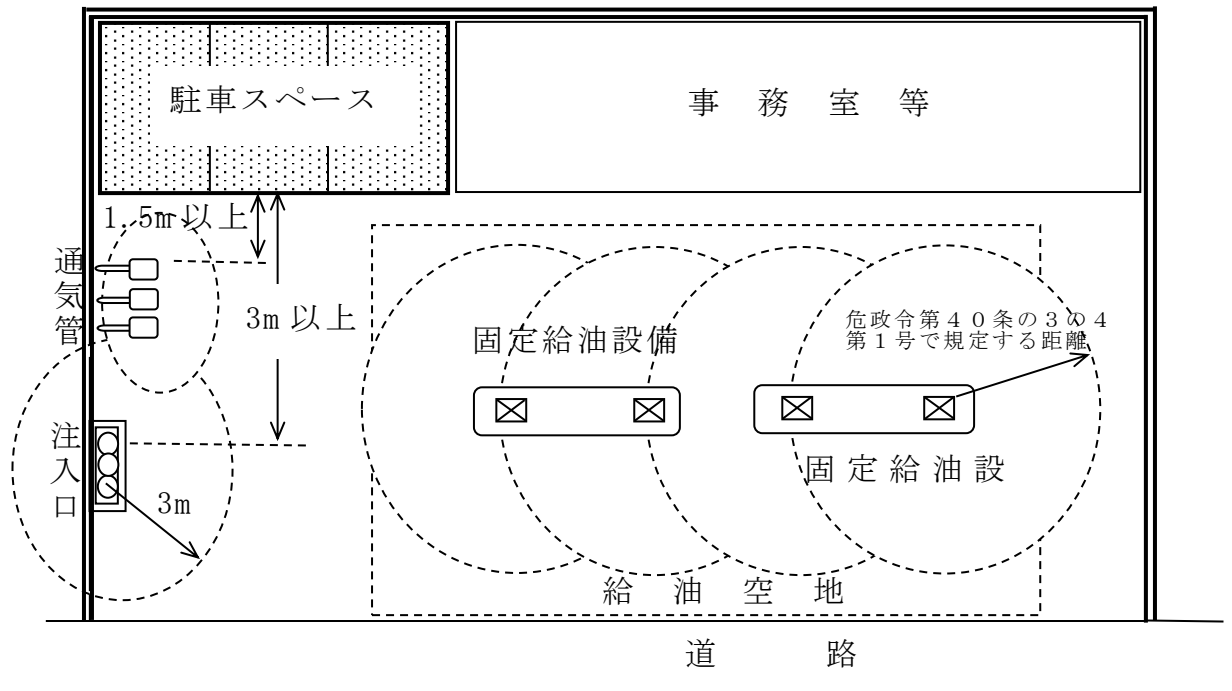
イ 給油取扱所には、給油設備の電源を遮断する感震電源遮断器を設置するよう指導する。

ウ 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。また、注入用受け口は、整備室又は油庫に設けるよう指導すること。

エ 油分離装置は、4連式以上を設置するよう指導すること。FRP製等で耐油性を有し、自動車の荷重により容易に変形等を生じないものも設置することができる。

オ 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、危政令第27条第6項第1号チの規定によるほか、努めて給油に必要な空地以外の場所で固定給油設備から危省令第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分以外の部分、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分以外の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5メートル以内の部分以外の部分に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設け、ここを使用するよう指導する。（第12-22図参照）

(第12-22図) 駐停車スペースの例



カ 給油取扱所の一部を自動車の保管場所として使用する場合には、次の条件を満足すること。

(ア) 自動車は、給油取扱所がその業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限ること。

(イ) 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、かつ、給油等の業務に支障ない空地とすること。

なお、給油取扱所内の駐車スペースに指定数量未満の危険物移動タンク車を保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所とすることは認められない。

キ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条第2項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車特定整備事業の認証」を受けるために車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び車両置場(以下「作業場等」という。)を設定する場合は、給油空地及び注油空地以外の場所で、かつ、道路境界線より2メートル以上、タンクの注入口より3メートル以上及び固定給油設備より4～6メートル以上(ホース長による)離れた場所とするとともに、通気管の先端より水平距離1.5メートル以内の部分以外の場所とすること。

ク コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽(1トン未満)が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置することができる。

なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しないこと。

(ア) LPGバルク貯槽及び付属設備(以下「バルク貯槽等」という。)は、給油空地等以外に設置すること。

(イ) L P Gバルク貯槽は、地下に設置すること。

ただし、地下タンクの注入口から8メートル以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

(ウ) バルク貯槽等は自動車等の衝突防止措置が講じられていること。

(エ) バルク貯槽等に係るガス配管は、(ア)によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

(オ) L P Gタンクローリーの停車位置は、給油空地等以外、地下タンクの注入口から8メートル以上離れた場所とし、その場所が明示されていること。

(カ) 予防規程には、L P Gタンクローリーから受入中の安全対策について定めること。

上記によるほか、L P G配管と危険物配管は、同一のピット内に敷設しないよう指導すること。

3 屋内営業用

(1) 屋内型の共通基準

前1並びに2によるほか、次によること。

ア 危政令第17条第2項の適用

建築物内に給油取扱所の用に供する部分の全部又は一部が設置されているもの及び危省令第25条の6に規定する上屋等の空地に対する割合が3分の1を超えるもの(当該割合が3分の2以下までのものであって、かつ、火災の予防上安全であるものを除く。)は、屋内型として危政令第17条第2項を適用するものである。

イ 給油取扱所を設ける建築物

施行令別表第一(6)項用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものである。この場合、当該部分が事務所等の診療室等機能的に従属しているときは、主たる用途である事務所等に含まれるものとするが、みなし従属としては含まれないものであること。また、階段等の出入口が、事務所等の中に設けられ可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には地階を設けて差し支えないこと。

ウ オートリフト収納用地下ピット等の取扱い

(ア) オートリフト収納用地下ピットは、危政令第17条第2項第10号に規定する可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等(以下「穴、くぼみ等」という。)に該当する。

(イ) ブレーキテスター収納用地下ピットを危険場所以外の場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当しないものとする。ただし、深さが概ね40センチメートルを超えるブレーキテスター収納用地下ピットを危険場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当する。

(ウ) 穴、くぼみ等に該当する地下ピット内に可燃性蒸気を検知する警報設備を設け、かつ、ピットの内部に滞留した可燃性蒸気を屋外の高所に排出する設備を設ける場合は、二方開放の屋内給油取扱所に限り、穴、くぼみ等と

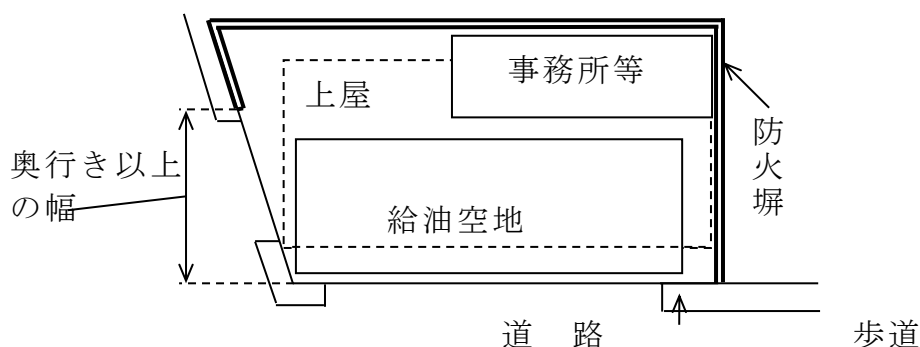
して取り扱わないことができる。

エ 二方開放

(ア) 二方が道路に面している場合

危政令第17条第2項第9号本文に規定する「二方については、自動車等の出入りする側に面するとともに壁を設けないこと」とは、給油のために必要な空地の間口に接する道路部分については原則として全面が開放され、かつ、奥行側の道路部分にあっては、奥行以上の幅の部分に壁又は防火塀を設けないことをいうものである。(第12-23図参照)

(第12-23図) 二方開放の例



(イ) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合

a 危省令第25条の8に規定する通風及び避難のための空地(以下「避難空地」という。)は、次によること(第12-24図参照)。

(a) 給油空地, 注油空地, 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場以外の場所のほか, 漏えい拡大防止の措置がとられた場所以外の屋外の場所とすること。

なお, 「屋外の場所」とは, 上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものであること。ただし, 空地上のキャノピーのほりは, 屋外の場所とみなすことができる。

(b) 車両等の出入口又は出入りする通路としては認められないものであること。

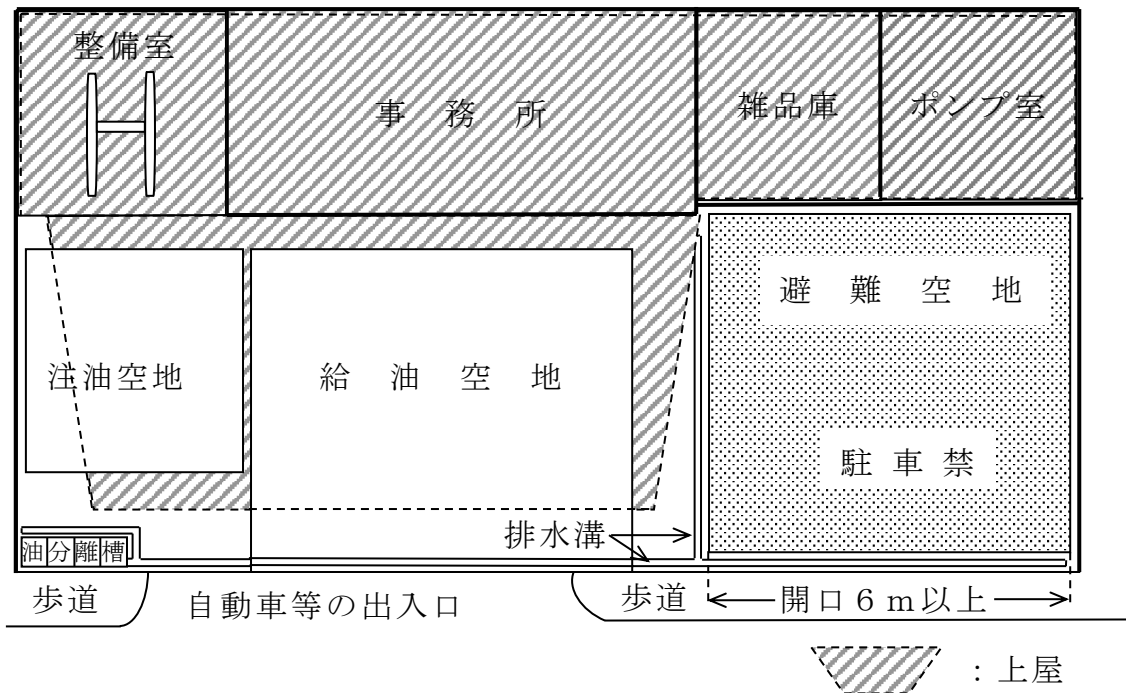
b 専用タンクの埋設, 防火塀の上方又は側面の看板, 空地内にない通気管の立ち上がりは差し支えない。

c 空地上のキャノピーのほりは認めて差し支えない。

d 避難空地には, 漏れた危険物が流入しないように, 当該空地と給油空地等その他の空地との境界には排水溝を設けること。

e 避難空地内には油分離装置を設けないこと。

(第12-24図) 避難空地



オ 自動表示装置

危政令第17条第2項第2号に規定する専用タンクに設ける「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、計量口を開けることなく液量を確認できるフロート式、エアパージ式、静電容量式等の装置をいう。

カ 過剰注入防止装置

危政令第17条第2項第4号に規定する過剰注入防止装置は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に受け入れを停止するものとする。この場合、装置はタンクの最大許可容量の範囲内で作動させるものとする。

キ 外壁の高さ

上屋等が防火塀（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、おおむね1メートル以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体とすること。この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

ク 屋内に設ける通気管

危省令第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいう。

通気管の先端は、上階への延焼防止するために設けられたひさしを貫通して差し支えない。この場合、貫通部は、埋戻し等の措置を講じること。

(2) 一方開放型

ア 危省令第25条の9第1号イに規定する避難に要する事務所等

(ア) 同号イの敷地外とは、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ通ずる通路をいう。（第12-25図参照）

なお、通路の幅は90センチメートル以上とするよう指導する。

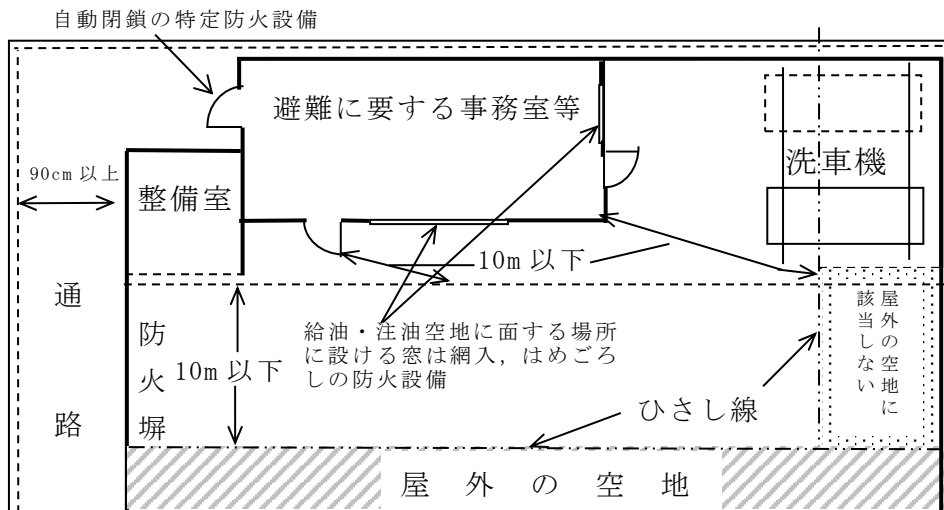
(イ) 同号イに規定する「事務所等」とは、危省令第25条の4第1項第2号又は第6号に掲げる用途とする。

(ウ) 同号イの事務所等の窓にはめごろし戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等が給油空地側及び危険物を取り扱う室に面する部分とする。

(エ) 同号イに規定する避難口の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限とすること。

イ 危省令第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいう。(第12-25図参照)

(第12-25図) 避難通路の確保例

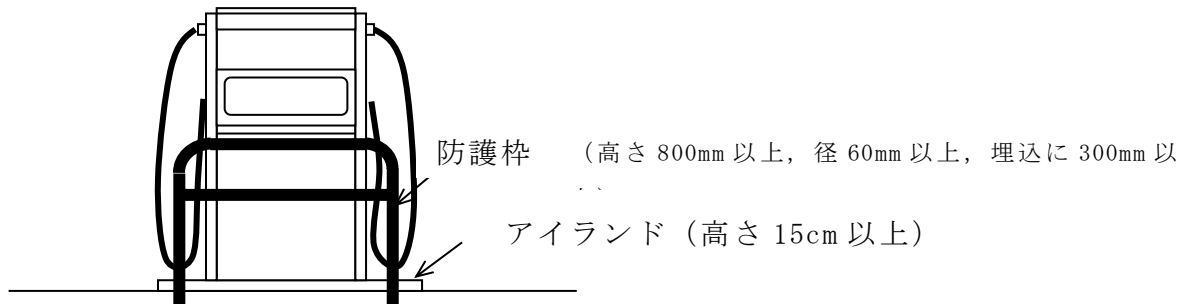


ウ 危省令第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近の他、自動車等の出入口付近も該当するものである。

エ 衝突防止措置

危省令第25条の9第5号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式にしたもの、固定給油設備等を金属性のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さなどを利用して防護するもの等がこれに該当する。(第12-26図参照)

(第12-26図) 衝突防止措置の例

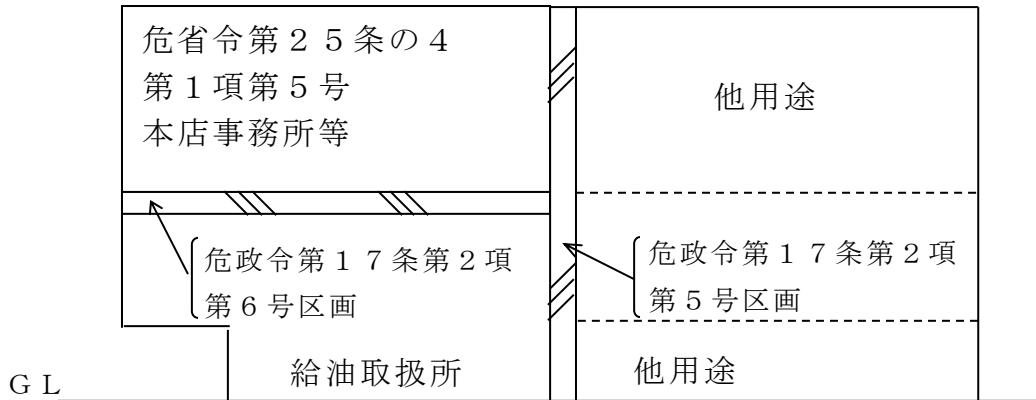


(3) 上部に上階を有するもの

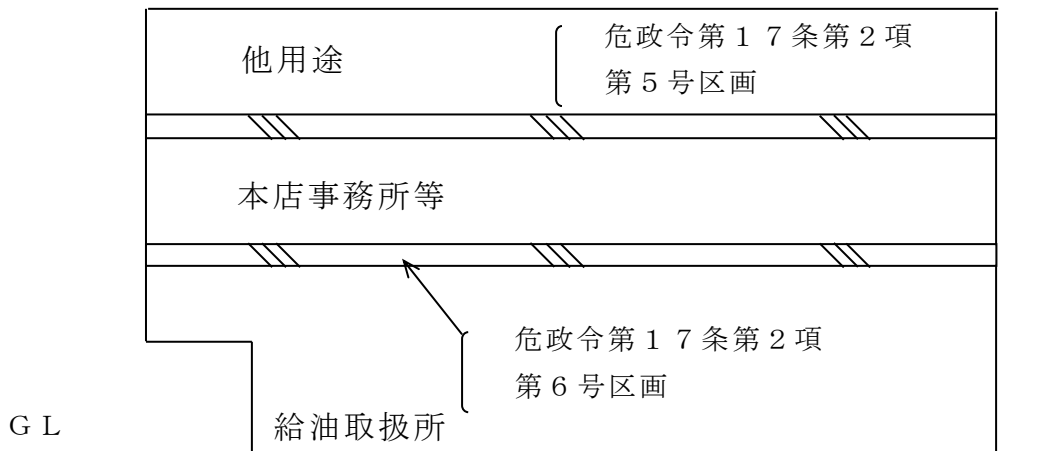
ア 危政令第17条第2項第11号又は危省令第25条の10に規定する「上部に上階のある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危省令第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。(第12-27図参照)

(第12-27図)

① 「上部に上階のある場合」に該当しない例



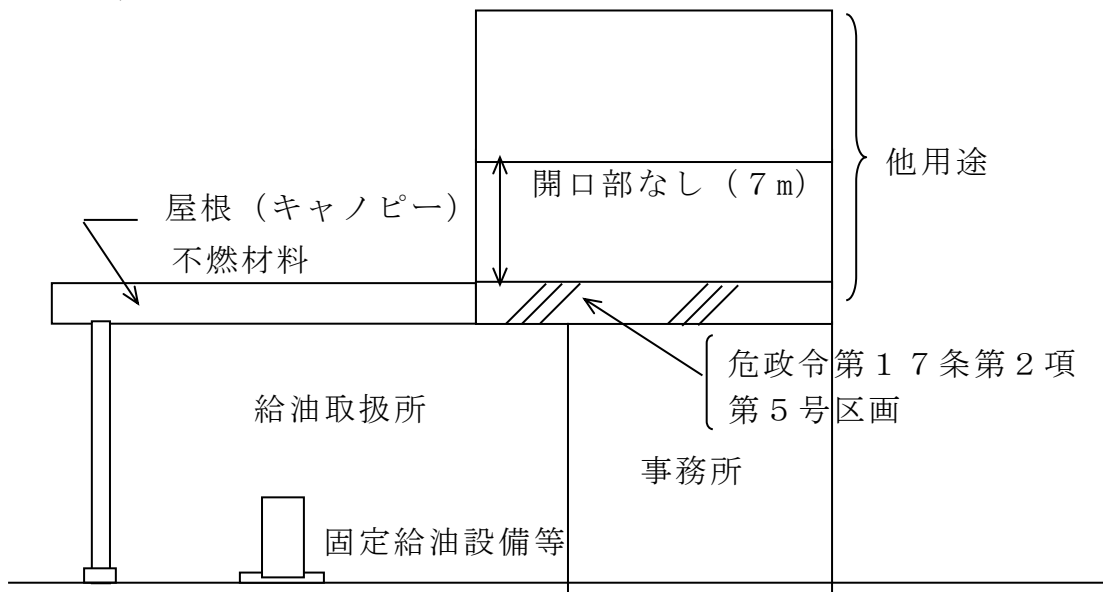
② 「上部に上階のある場合」に該当する例



イ 本店事務所等を有する屋内給油取扱所では、当該本店事務所等を給油取扱所の規制範囲に含めるか他用途部分とするかは、設置者の選択によることができる。

ウ 前アにより、上部に上階がある場合は屋根を耐火構造とするものであるが、第12-28図のような上部に上階のある給油取扱所の屋根(キャノピー)部分は、危省令第25条の10第3号のひさしと兼用しない場合は不燃材料でも差し支えない。

(第12-28図)



エ 他用途との区画

危政令第17条第2項第5号に規定する、「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。」とは、建基法第2条第7号に定める耐火性能を有する構造で区画されたものであればよいこと。ただし、施行令第8条に規定する区画とするよう指導する。

オ 本店事務所等との区画

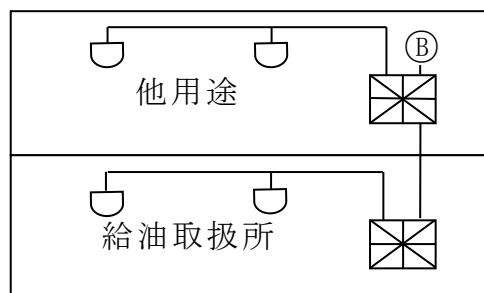
危政令第17条第2項第6号に規定する危省令で定める部分の区画は、前エと同様の区画とすること。

カ 他用途に報知する設備

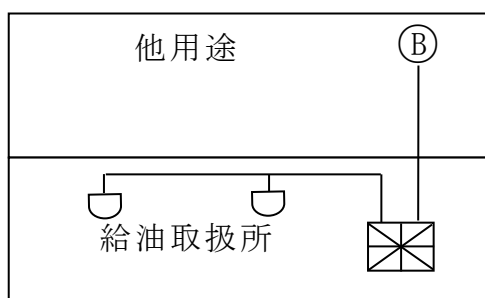
危省令第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の給油取扱所以外の用途の部分に報知するための設備」とは、第12-29図の例のとおりとする。

(第12-29図) 他用途に報知する設備の例

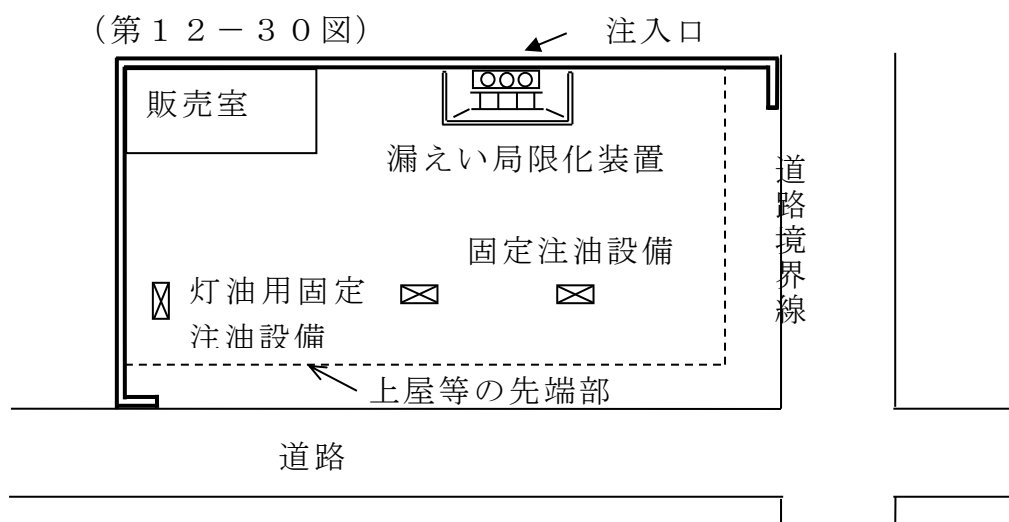
① 他用途に自動火災報知設備が設置されている場合



② 他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合



キ 危省令第25条の10第1号に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を、上屋（上階のある場合は上階の床）内に設けることをいう。（第12-30図参照）



ク 危省令第25条の10第1号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を設けないもの」については、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋上部への延焼経路となる開口部を設けないものとする。

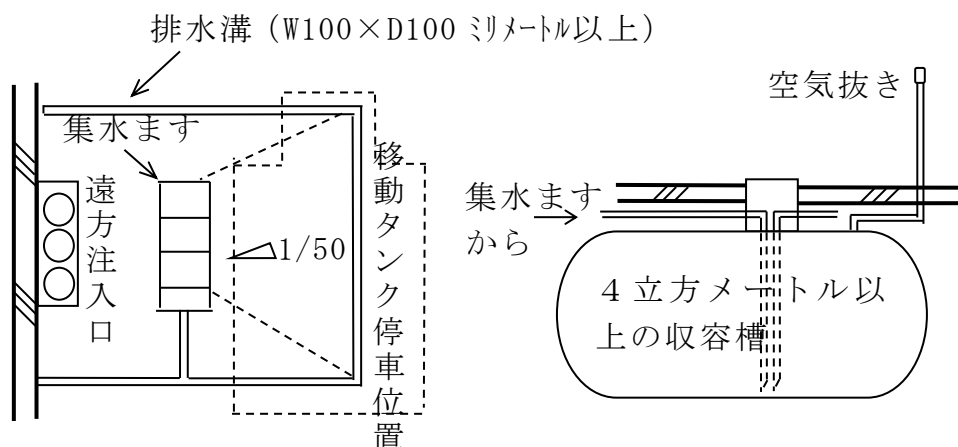
ケ 漏えい局限化措置

危省令第25条の10第2号に定める漏えい局限化設備及び收容設備（以下「漏えい拡大防止措置」という。）は、次によること。（第12-31図参照）

(ア) 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷降しするために停車する側）に15平方メートルの漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を收容するための收容槽を設けること。

- (イ) 収容槽の材質は、金属、コンクリート又はFRP等とし、埋設による土圧、水圧等に耐えられるものでなければならない。
- (ウ) 収容槽は、実収容量を4立方メートル以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜取り用配管を備えたものであること。
 なお、当該収容設備は専用タンク及び廃油タンクとは兼用できない。
- (エ) 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、収容槽への配管を直径100ミリメートル以上とするとともに、地盤面は約50分の1の勾配を設けること。
- (オ) 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は収容設備への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためバルブ等を設けること。
 なお、バルブピットの上蓋は防水型とすること。
- (カ) 漏えい拡大防止措置を講じた部分には、専用タンク、廃油タンク等は設けないこと。

(第12-31図) 漏えい局限化措置の例



コ 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置

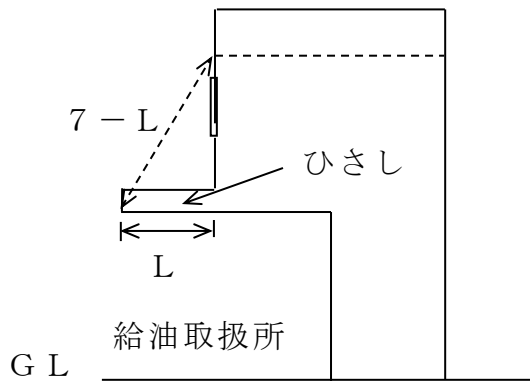
危省令第25条の10第3号に定める延焼防止上有効な1.5メートル以上の屋根又はひさし（以下「ひさし等」という。）の取扱いについては、次によること。（第12-32図参照）

なお、ひさしは、ベランダ等他の用途として使用は認められない。

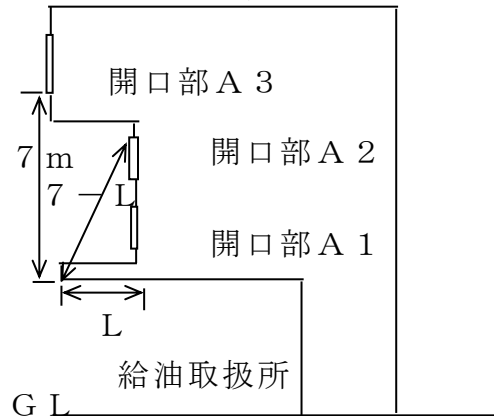
- ・開口部A1及びA2に対するひさしの長さはLとする。
- ・開口部A3に対するひさしの長さは、 $L=0$ とする。
- ・開口部に対するひさしの長さLは、1.5メートル以上とする。

(第12-32図)

① 一般的なひさしの設置



② 延焼のおそれがある範囲以外の部分が張り出している例



(ア) 危省令第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」については、JIS R3206で規定された強化ガラスを用いたはめ殺し窓とすること。

(イ) ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5メートル以上とすること。

ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、危政令第23条を適用し1メートルとすることができる。この場合、危省令第25条の10第4号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は、1メートル未満とすることはできない。

a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5メートル以下ごとに1個設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれのある場所には、さらにヘッドを増設すること。

b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3立方メートルを乗じて得た量以上の量となるよう設けること。

c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3メガパスカル以上で、かつ、放水量が毎分130リットル以上の性能のものとする。

d ドレンチャー設備は手動方式とすること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用しても差し支えない。

e 加圧送水装置、電源、配管等は屋内消火栓設備の例による。

(4) 可燃性蒸気検知警報設備

危省令第25条の9第4号及び危省令第25条の10第2号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備」は、次によること。

ア 可燃性蒸気を検知する警報設備は検知器、受信機及び警報装置から構成されるものである。

- イ 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とする。
- ウ 検知器は検知箇所からおおむね水平距離 2メートル以内とし、床面から 0.15メートル以下の位置に設ける。
ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所は除く。
- エ 検知器の検知濃度は、爆発下限界の 4分の1 の範囲内とする。
- オ 受信機は常時人がいる場所に設置する。
- カ 受信機の主音響装置の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものとする。
- キ 警報装置は、その中心から前方 1メートル離れた場所で、90デシベル以上とする。
- ク 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置すること。

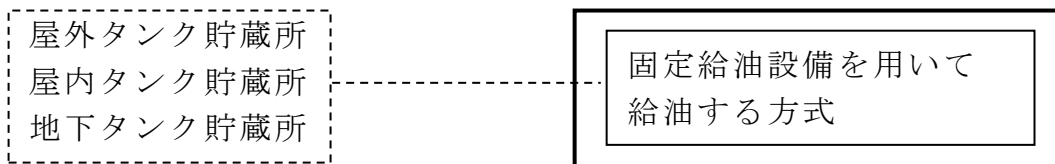
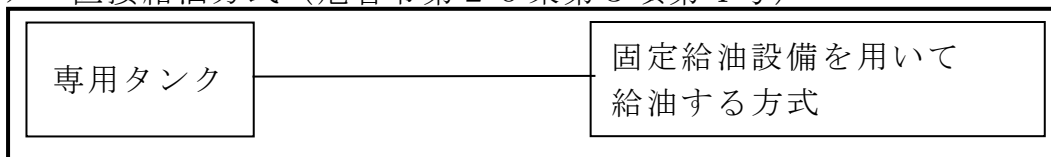
(5) 誘導灯

誘導灯の基準は、施行令第 26 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の例による。

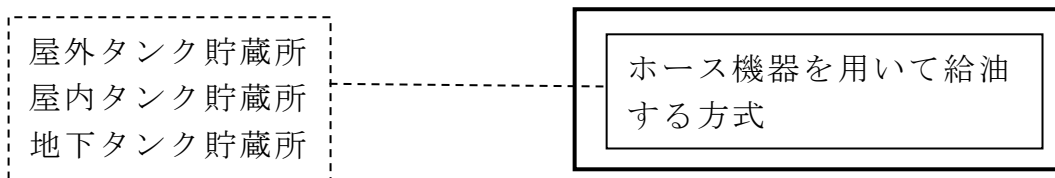
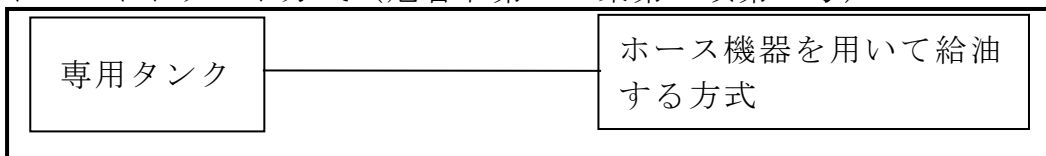
4 航空機給油取扱所（危省令第 26 条）

(1) 航空機給油取扱所は、次のとおり分類される。

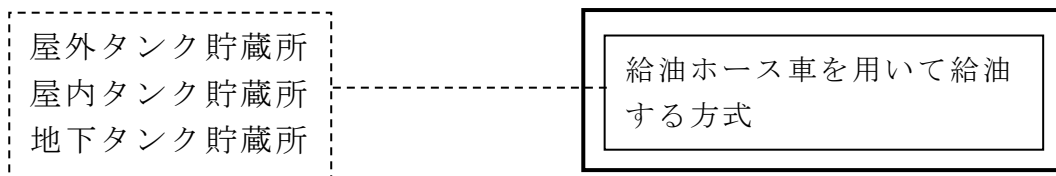
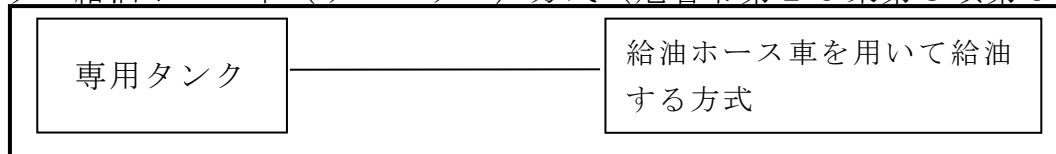
ア 直接給油方式（危省令第 26 条第 3 項第 4 号）



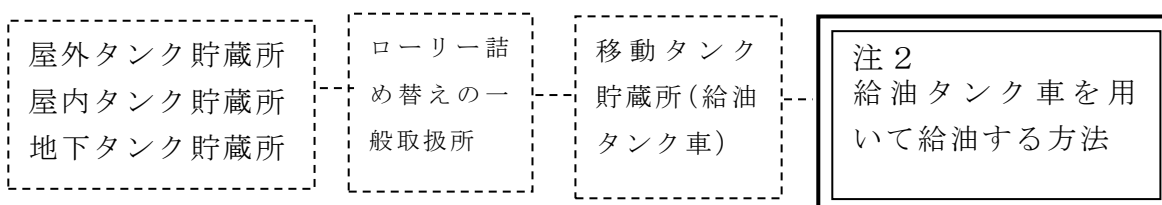
イ ハイドラント方式（危省令第 26 条第 3 項第 5 号）

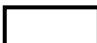


ウ 給油ホース車（サービサー）方式（危省令第26条第3項第6号）



エ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第26条第3項第7号）



注1：  は、一の航空機給油取扱所を示す。

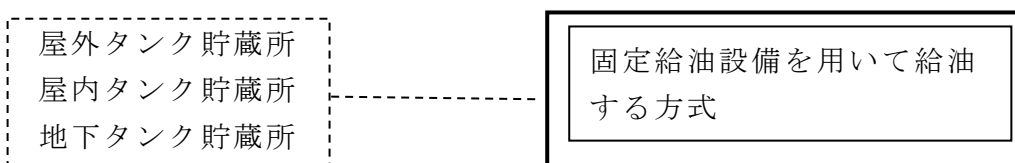
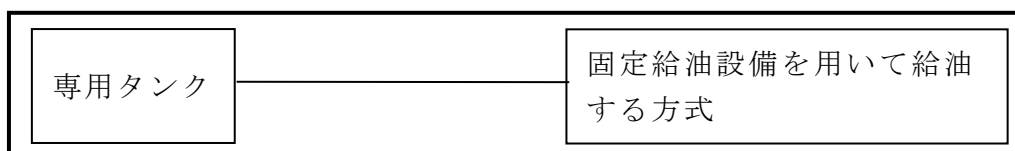
注2：給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

- (2) 危省令第26条第3項第3号に規定する「漏れた危険物の流出を防止することができる措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいう。
- (3) 危省令第26条第3項第4号の固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所と危省令第26条第3項第5号のハイドラント方式の航空機給油取扱所の形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所の給油空地に設置しているか否かによるものであること。
- (4) 危省令第26条第3項第6号の給油ホース車は、航空機給油取扱所の設備として位置づけられるものであり、その帰属を明確にしておくこと。

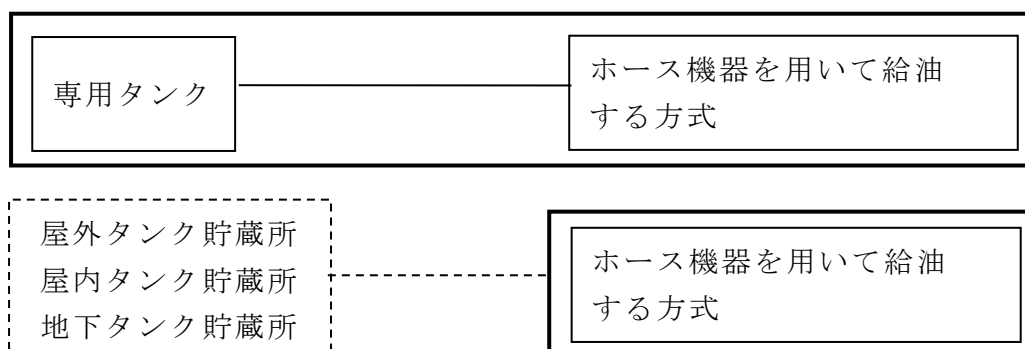
5 船舶給油取扱所（危省令第26条の2）

- (1) 船舶給油取扱所は次のとおり分類される。

ア 直接給油方式（危省令第26条の2第3項第4号）

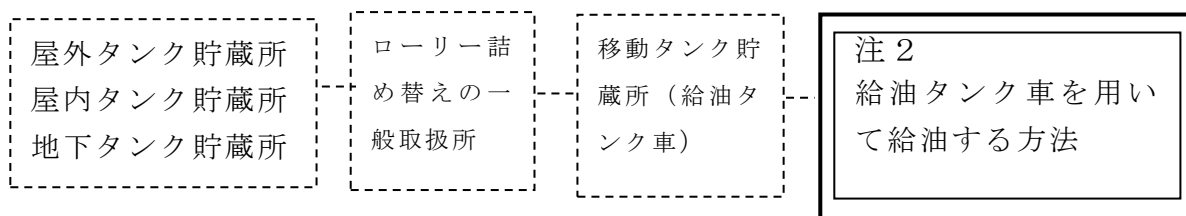


イ ハイドラント方式（危省令第26条の2第3項第5号）



注： は、一の船舶給油取扱所を示す。

ウ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第26条の2第3項第6号）



注1： は、一の船舶給油取扱所を示す。

注2： 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(2) 危省令第24条の6に規定する給油タンク車を給油設備とする船舶給油取扱所については、次によること。

ア 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(ア) 原則として、水辺に接する部分とし、給油タンク車の停車する一の場所とすること。

ただし、次に掲げる全てに該当する場合には、埠頭等の一団の場所を一の船舶給油取扱所の規制範囲とすることができること。

- a 給油タンク車の位置から、船舶給油取扱所の規制範囲の全体が目視できること。
- b 給油タンク車が停車している間、給油に係る者以外のものが当該給油取扱所内へ立ち入らないよう、措置することができること。
- c 給油取扱所としての管理が適切にできること。
- d 敷地内には、給油に必要な建築物及び工作物以外の建築物又は工作物が設置されていないこと。

(イ) 給油空地

- a 給油空地は水辺に接するものとし、給油タンク車の大きさの周囲に幅1メートル以上の空地を保有すること。
- b 給油空地は、白線等により表示すること。
- c 前(ア)ただし書きの場合においては、一の船舶給油取扱所に複数の給油空地を設定できること。

(ウ) 漏れた危険物等の流出防止措置

漏れた危険物等の流出防止措置としては、給油空地の周囲に排水溝及び貯留設備（油分離装置を含む。）を設ける方法のほか、土のう又は油吸着剤等を保有することで足りること。この場合において、土のう等を船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって措置できること。

なお、当該土のう等は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる油吸着剤等と明確に区分して保有すること。

(エ) 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備

危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備として保有する油吸着剤等を船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができること。

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる油吸着剤等と明確に区分して保有すること。

(オ) 給油タンク車の水面への転落防止措置

給油タンク車の水面へ転落することを防止する措置は、縁石、柵、ガードレール等によること。ただし、給油タンク車が水面に向かって通行及び停車する場合で転落のおそれがある場所には、ガードレール、ガードポール等の設置を指導すること。

(カ) 消火設備

船舶給油取扱所に設置することとなる第5種の消火設備について、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができる。

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、防火対象物等に設置されている消火器等と明確に区分して保有すること。

(キ) その他

夜間に給油を行う施設については、給油作業を安全に実施するため、照明設備を設置するよう指導すること。

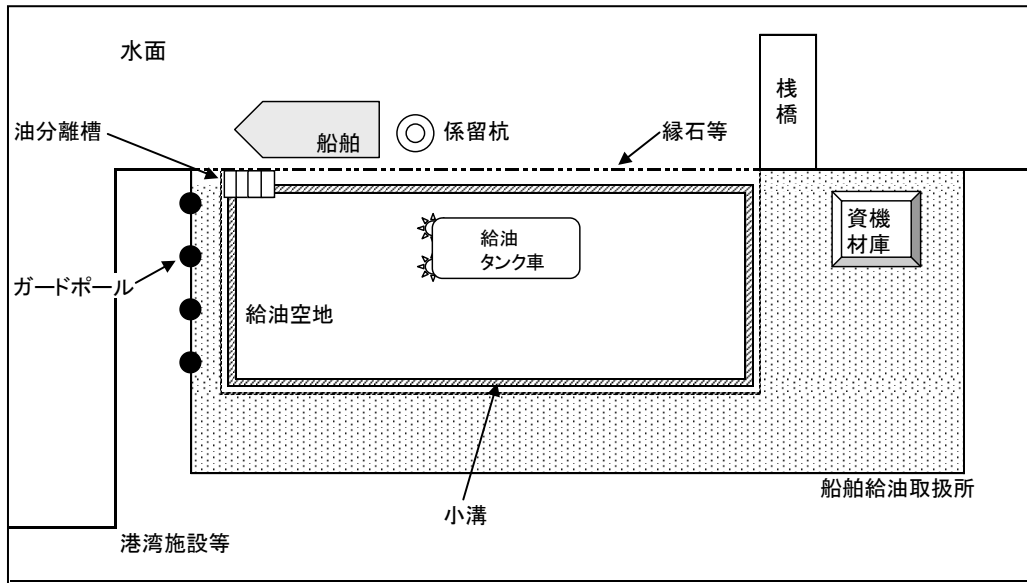
イ 危険物の取扱いの技術上の基準に関する事項

(ア) 給油タンク車の移動防止措置としては、給油タンク車の車輪の前後に車輪止めを設定すること等があること。

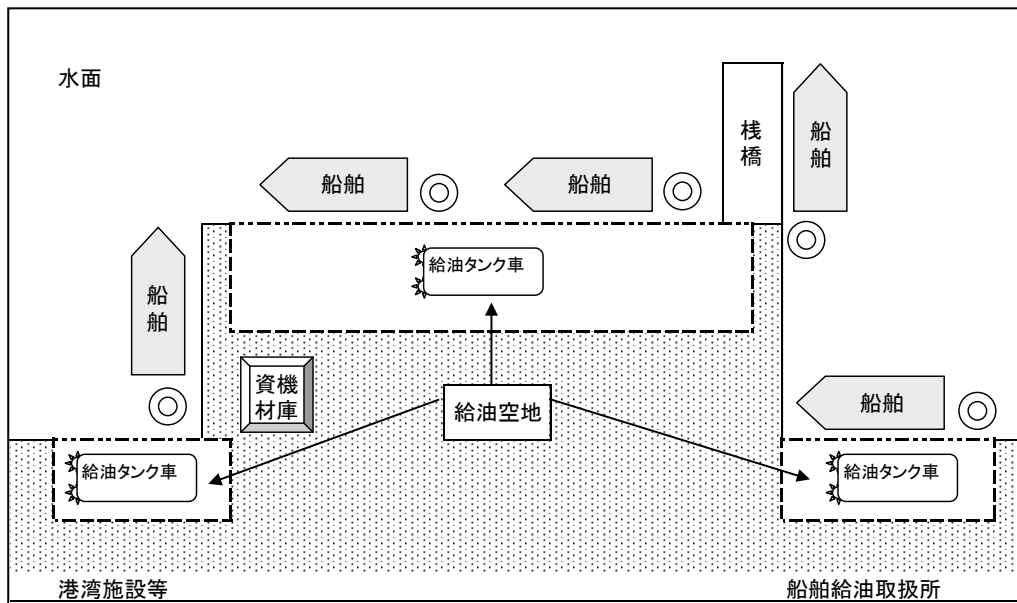
(イ) 船舶給油取扱所に給油タンク車が停車していない場合は、法第10条第3項の基準は適用しないことができる。

(ウ) 給油タンク車から船舶へ給油するときは、カラーコーン、ロープ等により給油空地内に関係者以外の者が出入りしない措置を講ずるよう指導すること。ただし、船舶給油取扱所の敷地内に関係者以外の者が出入りできないよう措置されている場合は、当該措置を要しないものとする。

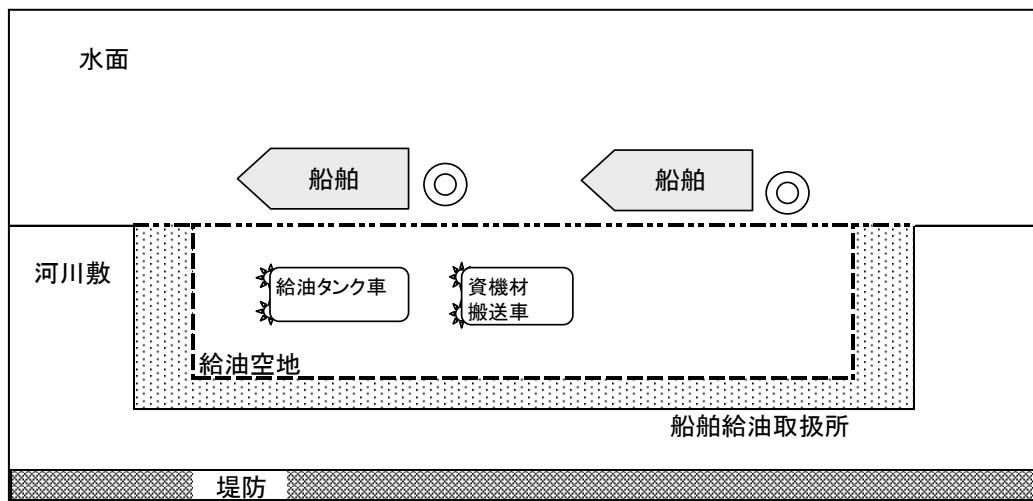
(エ) 第2石油類の危険物を給油する場合は、給油タンク車を接地すること。



船舶給油取扱所の設置例



一の船舶給油取扱所内に複数の給油空地を設ける場合の設置例



給油時に流出防止設備等の資機材を搬送する場合の設置例

(3) 危省令第26条の2第3項第3号の2の「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」とは吸着剤を保有することをいい、その保有する量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じたものであること。

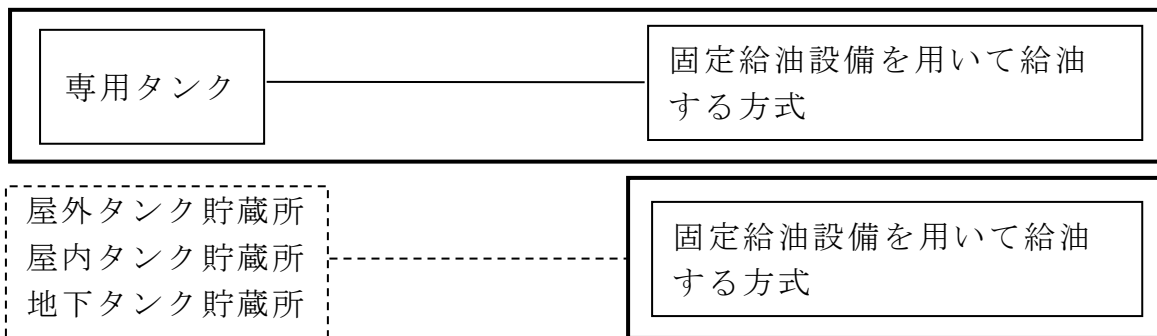
なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量とすること。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量30k1未満のもの	0.3k1以上
タンク容量30k1以上1,000k1未満のもの	1k1以上
タンク容量1,000k1以上のもの	3k1以上

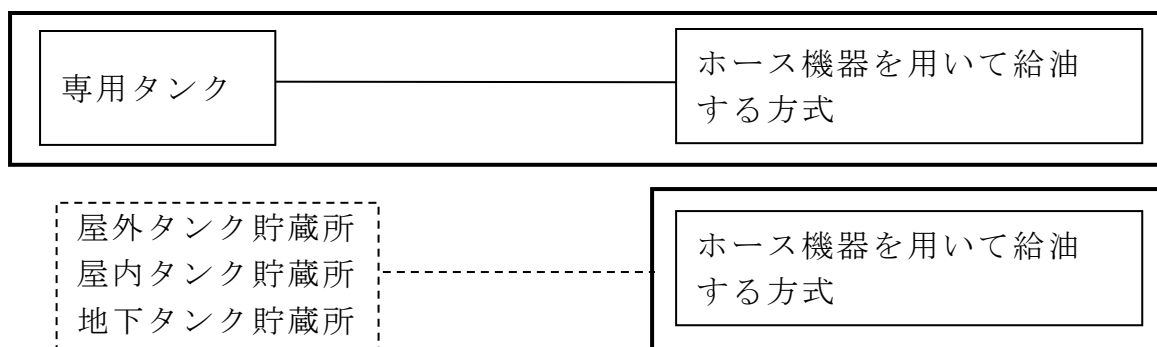
6 鉄道給油取扱所（危省令第27条）

(1) 鉄道給油取扱所は次のとおり分類される。

ア 直接給油方式（危省令第27条第3項第4号）



イ ハイドラント方式（危省令第27条第3項第5号）



注： 、一の鉄道給油取扱所を示す。

7 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充填設備を設置する給油取扱所の技術上の基準については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（平成10年3月11日消防危第22号）」による。

8 自家用給油取扱所（危省令第28条）

前1及び2(1),(2),(6)から(19)又は3によるほか、次によること。

(1) 空地

給油取扱所は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

(2) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、給油取扱所の敷地から4メートル以上建築物が離れており、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側であること。

(3) 灯油の専用タンク

自動車等の暖房用として自動車に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のため、灯油の専用タンクを設けることができる。

(4) キー式計量機

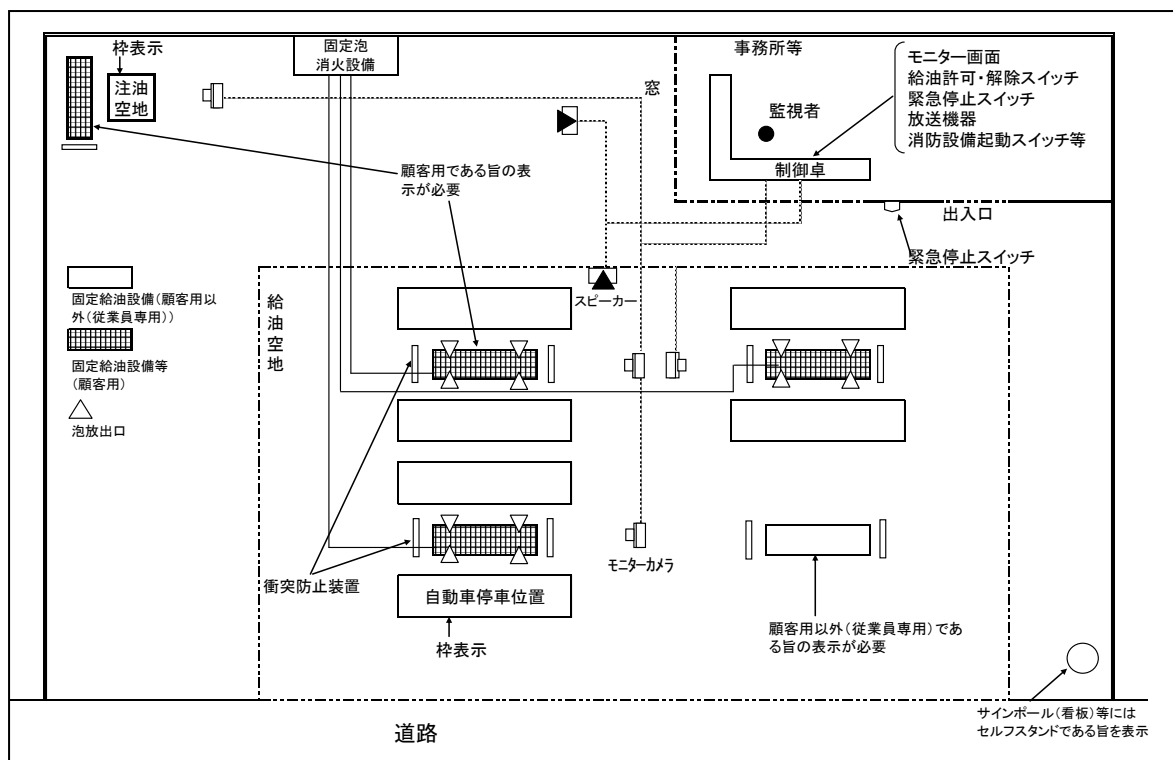
キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所にのみ認められる。

9 メタノール等給油取扱所

メタノール等を取り扱う給油取扱所については、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について(平成6年3月25日消防危第28号)」による。

10 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の技術上の基準については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について(平成10年3月13日消防危第25号通知)」による。



セルフ給油所の設置例

11 給油取扱所に設置される充電設備等

給油取扱所に設置される充電設備等については、「給油取扱所に設置される充電設備等に係る運用上の指針（平成6年3月29日消防危第29号）」による。

12 工事現場等の屋外自家用給油取扱所

(1) 給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとする場合

ダム工事現場，大規模な土地造成場，土砂採取場等（以下「工事現場等」という。）において給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして，工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所については，当該場所が，火災予防上支障がなく，かつ，次の各号に適合するときは，工事現場等の特殊性に鑑み，危政令第17条第1項（第4号を除く。）の規定は適用しないこととする。

ア 取り扱う危険物は，軽油又は潤滑油であること。

イ 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は，さく等により明確に区画すること。

ウ 給油取扱所には，第4類の危険物の火災に適応する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

エ 危政令第17条第1項第1号に規定する空地については，前8(1)の例によること。

オ 給油のための装置は，漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに，先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

カ 給油設備を備えた車両は，次によること。

(ア) 給油設備を備えた車両は，道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

(イ) 給油設備は，車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。

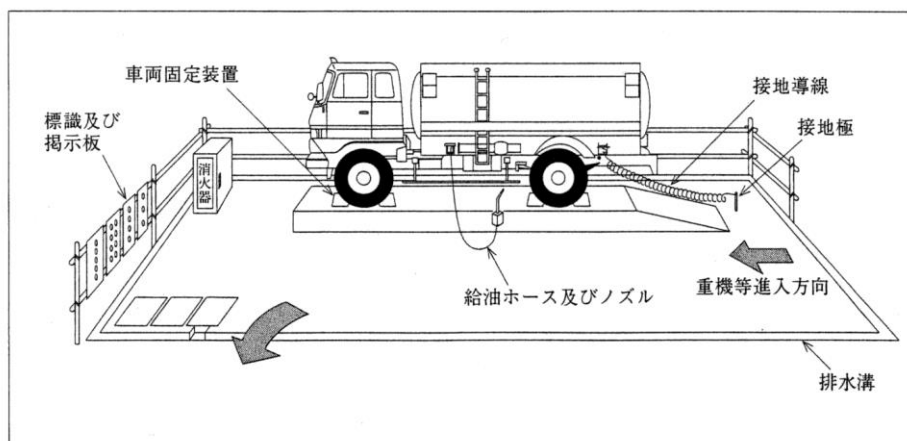
(ウ) 危険物を収納するタンクの構造及び設備は，危政令第15条に定める移動タンク貯蔵所の構造及び設備の基準に適合すること。ただし，潤滑油を収納する専用タンクにあつては，厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で気密に造り，かつ，当該タンクの外面は，さび止めのための塗装をすれば足りる。

(エ) 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には，弁を設けること。

(オ) 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は，危険物を収納するタンクとの間に0.5メートル以上の間隔を保つこと。

(カ) エンジンの排気筒には，引火を防止するための装置を設けること。

(キ) 給油設備を備えた車両は，作業車の出入りに支障のない場所に固定して，接地すること。



工事現場等の屋外自家用給油取扱所の例

(2) 屋外タンクを専用タンクとする場合

屋外タンクを専用タンクとする場合も前1と同様に取り扱い差し支えない。
 なお、屋外タンクは次によること。

ア タンクの容量は、20,000リットル以下であること。

イ タンクの位置、構造及び設備は、危政令第11条に規定する屋外タンク貯蔵所の基準の例によること。

13 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所

呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所の基準については、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針（平成28年3月25日消防危第44号）」による。

14 屋外での物品の販売等の業務に関する事項

屋外での物品の販売等の業務に関する基準については、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について（令和2年3月27日消防危第88号）」による。